

【概要】川口市自殺対策推進計画について

平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを念頭に、「誰も自殺に追い込まれることのない川口市」の実現を、市民、関係機関、行政等が一体となって目指すための指針として「川口市自殺対策推進計画」を平成31年3月に策定。計画の期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間としています。

◎ 基本理念 「誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」

◎ 基本方針

自殺総合対策大綱に則り、本計画においては、次の5つを基本方針として掲げています。

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪としての推進
- (5) 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

◎ 数値目標

国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値を設定しています。

指標	基準値 2015年 (平成27年)	本計画の目標値 2023年	2025年
自殺死亡率（人口10万対）	15.8	12.0	11.1
対2015年比	100%	76%	70%

◎ 施策の体系

本市の自殺対策は、「5つの基本施策」と「3つの重点施策」で構成されています。

【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

【重点施策】

- 1 高齢者を対象とした取り組みの推進
- 2 勤労者を対象とした取り組みの推進
- 3 生活困窮者への取り組みの推進

◎推進施策の取組状況（令和3年度実績）

5つの基本施策

施策	実施課	事業数	R4方向性			
			継続	拡充	縮小	効率化
地域におけるネットワークの強化	18	28	27	1	0	0
自殺対策を支える人材の育成	4	8	8	0	0	0
市民への啓発と周知	5	12	12	0	0	0
生きることの促進要因への支援	14	22	20	2	0	0
子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進	7	42	39	3	0	0
合計（延べ数）	48	112	106	6	0	0

3つの重点施策

施策	実施課	事業数	R4方向性			
			継続	拡充	縮小	効率化
高齢者を対象とした取り組みの推進	5	23	22	1	0	0
勤労者を対象とした取り組みの推進	8	15	13	0	1	1
生活困窮者等への取り組みの推進	5	9	8	1	0	0
合計（延べ数）	18	47	43	2	1	1

◎ 次期計画の策定について

現行計画の期間が令和5年度までのため、国の自殺総合対策大綱や埼玉県自殺対策計画を勘案のうえ、令和6年度からを計画期間とする本市の新たな計画を、令和5年度中に策定する予定です。

策定にあたっては、川口市地域保健審議会に部会を設置し、ご審議をいただきます。